

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

○収納事務の委託 (ふるさと創生課)	3
○亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱の一部改正 (高齢福祉課)	3
○亀岡市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱の一部改正 (高齢福祉課)	4
○亀岡市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱の一部改正 (高齢福祉課)	5
○亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱の一部改正 (高齢福祉課)	7
○亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正 (高齢福祉課)	8
○亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課)	9
○亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付要綱 (都市計画課)	10
○亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付要綱 (自治防災課)	19
○公示送達 (保険医療課)	25
○公示送達 (税務課)	26
○市道路線の認定に関する告示 (土木管理課)	27

○市道路線の変更に関する告示 (土木管理課)	27
○市道路線の区域に関する告示 (土木管理課)	28
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	29
○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課)	30
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	31
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	32
○亀岡市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱 (農林振興課)	32
○指定代理納付者の指定 (ふるさと創生課)	43

—— 公 告 ——

○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	44
○南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課)	47
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	48
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	51
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	54
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	58

- 亀岡市高野林・小林土地区画整理事業
の事業計画（第1回変更）の縦覧
（都市計画課） 62
- 農用地利用集積計画の縦覧
（農林振興課） 62
- 公募型プロポーザル方式による共同発
行事業者の選定（こども未来課） 62
- 都市計画法に関する工事完了の公告
（都市計画課） 63

監査委員欄

—— 公 表 ——

- 平成29年度定期監査結果に対する措
置状況 64
- 平成29年度定期監査結果に対する措
置状況 66

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 第78回亀岡市農業委員会総会の開催 68
- 第79回亀岡市農業委員会総会の開催 68

上下水道部欄

—— 公 告 ——

- 公共下水道事業計画の変更案の縦覧 69
- 公共下水道事業計画の変更案の縦覧 70

市立病院欄

—— 告 示 ——

- 収納事務の委託 71

告示

亀岡市告示第208号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方の名称及び住所
徳島県三好市東祖谷釣井209
株式会社ちいおりアライアンス
- 2 委託した収納事務
亀岡市移住・定住促進施設使用料の収納事務
- 3 委託期間
平成30年6月27日から
平成31年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第209号

亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱（平成12年亀岡市告示第106号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

（生活扶助基準の改正に伴う軽減対象者の特例）

- 5 平成30年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であつて、廃止時点における軽減者又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き第3条第1項に該当するものについては、第11条第1項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外に係る利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は、2分の1）を原則とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とすることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第210号

亀岡市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱（平成18年亀岡市告示第129号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第2項第2号中「経歴」を「生年月日」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

代表者の職・ 氏名・生年月日

」を「

代表者の職名・ 氏名・生年月日

」に改める。

別記第2号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

5	定款・寄附行為及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）
---	--

」を

「

5	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）
---	------------------------------

」に、

6	事業所の平面図	(変更後)
7	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
8	運営規程	
9	当該申請に係る事業に係る特例介護予防サービス計画費の請求に関する事項	
10	役員の氏名、生年月日及び住所	
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

を

「

6	事業所の平面図	(変更後)
7	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	
8	運営規程	
9	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

」

に改める。

別記第3号様式、別記第3号様式の2及び別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第211号

亀岡市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱（平成18年亀岡市告示第136号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1項中「指定介護予防支援事業所指定申請書」を「指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所指定申請書」に改める。

別記第1号様式備考8中「「当該申請に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項」及び「役員の氏名、生年月日及び住所」」を削る。

別記第3号様式中

「

6	定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）
---	--

」を

「

6	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）
---	------------------------------

」に、

「

12	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
13	役員の氏名、生年月日及び住所
14	介護支援専門員の氏名及びその登録番号
15	本体施設、本体施設との移動経路等
16	併設施設の状況等

」を

「

12	介護支援専門員の氏名及びその登録番号
13	本体施設、本体施設との移動経路等
14	併設施設の状況等

」

に改め、備考に次のように加える。

- 3 「変更があった事項」8欄の管理者の経歴については、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス以外の事業は、変更の届出の必要はありません。

別記第4号様式中

「

5	定款・寄附行為及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）
---	--

」を

「

5	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）
---	------------------------------

」に、

「

9	当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費又は介護予防サービス計画費の請求に関する事項
10	役員の氏名、生年月日及び住所
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号

」を

「

9	介護支援専門員の氏名及びその登録番号
---	--------------------

」

に改め、備考に次のように加える。

3 「変更があった事項」7欄の管理者の経歴については、介護予防支援事業所は、変更の届出の必要はありません。

別記第6号様式中

「

役員の氏名、生年月日及び住所	別添のとおり
誓約書	別添のとおり

」を

「

誓約書	別添のとおり
-----	--------

」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第212号

亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱（平成29年亀岡市告示第57号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別記第2号様式中

「

6	定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）
---	--

」を

「

6	登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）
---	------------------------------

」に、

「

8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所
---	-------------------

」を

「

8	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
---	------------------------

」に、

「

10	サービス費の請求に関する事項
11	役員の氏名及び住所
12	その他

」を

「

10	その他
----	-----

」に、

「項目番号に」を「項目番号を」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第213号

亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年亀岡市告示第32号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「、法」の次に「、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）」を加える。

第2条中「、法」の次に「、政令」を加える。

第5条第2項中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」を「政令」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 政令第29条の2第4項で定めるところにより算定した所得の額が同条第5項で定める額以上である省令第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る介護予防・生活支援サービス事業支給費について第1項第1号及び第2号の規定を適用する場合には、同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第214号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中

「

B型肝炎（ビームゲン・ヘプタボックス0.5ml）	6,753円
--------------------------	--------

」

を

「

B型肝炎（ビームゲン・ヘプタボックス0.5ml）	6,753円
B型肝炎（ヘプタボックス0.25ml（シリンジ））	6,547円
B型肝炎（ヘプタボックス0.5ml（シリンジ））	6,788円

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第215号

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊被害を受け、地震によるブロック塀等の倒壊被害を防止するとともに、避難時等の避難路を確保するため、本市内の道路等又は公園等に面したブロック塀等を緊急的に撤去し処分する(以下「除却」という。)工事に要する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路等 一般交通の用に供している道

(建築物の敷地内の通路を除く。)をいう。

- (2) 公園等 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条に規定する都市公園(緑地を除く。)その他の公園及び児童遊園その他の児童が利用する遊び場又は広場をいう。
- (3) ブロック塀等 コンクリートブロック造、レンガ造、石造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀をいう。
- (4) 申請者 この要綱に定めるところにより補助金の交付を受けようとする者をいう。(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助金の交付対象となるブロック塀等(以下「補助対象ブロック塀等」という。)は、本市の区域内に存するブロック塀等のうち、次に掲げる基準のいずれにも適合することを要する。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当するブロック塀等であること。
 - ア 道路等に面するブロック塀等
 - イ 公園等に面するブロック塀等(当該公園等の所有者又は管理者が維持管理責任を負うものを除く。)
- (2) 道路等又は公園等の地盤面からの高さが80センチメートル以上かつコンクリートブロック造の塀にあっては3段以上のものであること。
- (3) 建築基準法令に基づく点検内容に不適合又はひび割れ若しくは傾斜等があること。(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる基準のいずれかに適合する者とする。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関を除く。

- (1) 補助対象ブロック塀等の所有者で除却工事を行う者
- (2) 近隣住民その他の補助対象ブロック塀等の関係者で、所有者の同意を得て補助対象ブロック塀等の除却工事を行う者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、道路等又は公園等に面する補助対象ブロック塀毎に、地盤面よりも上部に存する補助対象ブロック塀等（基礎の部分を除く。）の全部又は一部を除却する工事であること。

(補助対象費用)

第6条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象ブロック塀等（基礎の部分を含む。）及びその附属物の除却に要する費用とする。

2 補助対象費用には、補助対象工事に係る消費税相当額又は地方消費税相当額は含めることができない。

(補助金の額)

第7条 補助金の交付額は次のいずれかのうち最も少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 補助対象費用に4分の3を乗じて得た額
- (2) 補助対象ブロック塀等のうち、除却の対象となる部分の高さに延長を乗じて得られる面積（以下「見付面積」という。）に1平方メートル当たり13,000円を乗じて得た額に4分の3を乗じて得た額

(3) 150,000円

(交付申請)

第8条 申請者は、亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、申請する年度の3月1日までに市長に申請し、交付決定を受けなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 補助対象ブロック塀等の撤去前の写真（道路等又は公園等から撮影した全景写真）
- (3) 補助対象ブロック塀等の位置、長さ及び

高さを記した資料

- (4) 補助対象工事の見積書
- (5) 所有者の同意書（所有者以外の者の申請の場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類（交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及び交付予定額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を文書により申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の履行)

第10条 補助対象工事は、交付決定の通知を受けた日以降でなければ着手してはならない。

(補助対象工事の履行期限)

第11条 申請者は、申請する年度の3月15日（以下「完了期限」という。）までに補助金の交付決定を受けた補助対象工事（以下「補助事業」という。）を完了し、第13条の規定に基づき実績の報告を行わなければならない。

(変更又は中止等の申請)

第12条 申請者は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長と変更内容又は中止若しくは廃止について協議しなければならない。

2 申請者は、補助事業の内容、補助対象費用又は経費の配分を変更しようとするときは、亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金変更承認申請書（別記第2号様式）に変更内容に関する書類を添えて、速やかに補助事業の変更の申請をしなければならない。ただし、次に定める軽微な変更の場合はこの限りでない。

(1) 補助金の交付予定額に変更を生じない工事内容、補助対象費用の変更又は経費の配分の変更

(2) 補助事業の予定期間の延長

(3) 工事施工者の変更

(4) 申請者の住所又は連絡先の変更

(5) その他市長が認めるもの

3 申請者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、亀岡市ブロック塀等緊急防災除却中止・廃止承認申請書（別記第3号様式）により、速やかに補助事業の中止又は廃止の申請をしなければならない。

4 市長は、申請者から第2項又は前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を認めたときは、文書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（実績の報告）

第13条 申請者は、補助事業の完了後、速やかに、かつ、完了期限までに、亀岡市ブロック塀等緊急防災除却完了実績報告書（別記第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) ブロック塀等除却工事実施完了証明書（別記第5号様式）

(2) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し

(3) 補助事業の完了後の状況を示す写真（道路等側から撮影した全景写真）

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の決定）

第14条 市長は、前条の規定により提出された完了実績報告書を審査し、内容が適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、その決定の内容及びこれに付した条件を文書により申請者に通知するものとする。

（緊急特例補助対象工事）

第15条 次の各号のいずれかに該当する工事（以下「緊急特例補助対象工事」という。）

の交付の申請は、第8条から前条までの規定にかかわらず、次条に定めるところによる。

(1) 大阪府北部を震源とする地震の発生日（平成30年6月18日）からこの告示の実施の日の前日までに着手した補助対象工事

(2) この告示の実施の日から平成30年11月30日までの間に着手した補助対象工事（平成30年11月30日までに次条に基づく交付申請を行ったものに限る。）

（緊急特例補助対象工事に係る交付申請）

第16条 申請者は、補助対象工事の完了後、速やかに、かつ、平成30年11月30日までに、亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付申請書（緊急特例補助対象工事事用）（別記第6号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 補助対象工事の工事前及び完了後の状況を示す写真

(3) 補助対象ブロック塀等の位置、長さ、高さ、写真の撮影位置及び方向を記した図面等

(4) 補助対象工事の内容、費用及び工事期間が分かる書類

(5) 補助対象工事に要した費用を支出したことを証する領収書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

（緊急特例補助対象工事に係る交付及び交付額の決定）

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、その決定の内容及びこれに付した条件を文書により申請者に通知するものとする。

（請求）

第18条 申請者は、第14条又は前条に基づく通知を受けた日から30日以内に亀岡市ブ

ロック塀等緊急防災除却費補助金請求書（別記第7号様式）により補助金の請求を行わなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、次に掲げるいずれかの事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定を受けた申請者が補助対象工事を実施しなかったとき。
- (3) この要綱に定める補助要件を欠くに至ったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でなくなったと市長が認めたとき。

（補助金の返還）

第20条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（報告の徴収）

第21条 市長は、補助対象工事の実施状況等の確認に必要な限度において、申請者に対し、当該補助対象工事の実施状況等に関し報告をさせることができる。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年10月15日から実施する。

（失効）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第19条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別記第1号様式(第8条関係)

(表)
亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付申請書

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付要綱第8条の規定により補助金の交付を申請します。 年 月 日 (宛先) 亀岡市長	
申請者区分	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他(所有者の同意書の有無について <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) ※ 所有者の同意書がなければ交付対象となりません。
補助対象の概要	区 分 <input type="checkbox"/> 道路等 <input type="checkbox"/> 公園等(名称:) 所在地 亀岡市 見付面積 (. m) ※見付面積は補助対象ブロック塀等の高さ×延長 ※高さ・延長は10cm未満切り捨て 同一敷地内の住宅・建築物 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外の建築物 の有無 <input type="checkbox"/> 無
共有者の同意	<input type="checkbox"/> 不要(共有のブロック塀等ではない場合) <input type="checkbox"/> 有 ※ 共有者の同意書がなければ交付対象となりません。
補助対象費用(税抜)	円
交付申請額(補助金額)	①補助対象費用の3/4、②ブロック塀等の見付面積×13,000円/㎡の3/4、③150,000円 ①～③の内最も低い金額 ※1,000円未満切り捨て
工事の期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(裏)

ブロック塀等の自己点検による安全性の確認の実施状況
 ※点検結果の該当欄に☑を記入、「不適合」に一つでも☑がある場合に補助対象となります。

1 補強コンクリートブロックの塀の場合

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
(1) 高さ	・2.2m以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 塀の厚さ	・高さ2mを超える塀で15cm以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・高さ2m以下の塀で10cm以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 控え壁(高さ1.2mを超える場合)	・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・基礎がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 健全性	・傾斜していない、ひび割れがない、破損していない、ブロック塀等を押してもぐらつかない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 組積造(鉄筋のないコンクリートの塀を含む)の場合

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
(1) 高さ	・1.2m以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 塀の厚さ	・塀の厚さが十分ある(各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 控え壁(高さ1.2mを超える場合)	・塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・基礎がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 健全性	・傾斜していない、ひび割れがない、破損していない、ブロック塀等を押してもぐらつかない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

提出書類一覧(番号順に添付してください) ※添付した書類にはチェック☑をしてください。

① 付近見取図(住宅地区の写し等)、補助対象ブロック塀等の位置を記したもの)	<input type="checkbox"/>
② 補助対象ブロック塀等の除却前の写真(全景がわかる写真)	<input type="checkbox"/>
③ 補助対象ブロック塀等の位置、長さ及び高さを記した資料(配置図等)	<input type="checkbox"/>
④ 補助対象工事の見積書の写し	<input type="checkbox"/>
⑤ 所有者又は共有者の同意書(必要な場合のみ)	<input type="checkbox"/>
⑥ その他市長が必要と認める書類等(必要な場合のみ)	<input type="checkbox"/>

※ 申請等の手続きを代理人に委任する場合は、以下についても記入してください。

(代理人) 住所	氏名	〒	年 月 日
(氏名)	(電話)		
私は、上記の者を代理人と定め、亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金に係る一切の手續の権限を委任します。			
(委任者) 住所	氏名	〒	年 月 日

第3号様式(第12条関係)

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却中止・廃止承認申請書

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付要綱第12条第3項の規定により補助金事業 [<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止] を申請します。 年 月 日 (宛先) 亀岡市長 申請者 住所 氏名 (印) (電話)		年 月 日 付 け 第 号
交付決定通知書の年月日及び番号	中止又は廃止の理由	

備考 1 「中止」は、補助事業を着手した後に事業を取りやめりやめる場合
 2 「廃止」は、補助事業を着手する前に事業を取りやめりやめる場合

第2号様式(第12条関係)

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金変更承認申請書

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付要綱第12条第2項の規定により補助金の変更の承認を申請します。 年 月 日 (宛先) 亀岡市長 申請者 住所 氏名 (印) (電話)		年 月 日 付 け 第 号
交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 付 け 第 号	
変更承認通知書の年月日及び番号	※ 過去に変更承認を受けている場合に記入してください。	
変更の内容	※ 金額に変更がない場合も記入してください。	
交付予定額の変更	補助対象事業(税抜) 変更前 円	円
※金額に変更がない場合も記入してください。	交付予定額 円	円
変更後	補助対象事業(税抜) 変更後 円	円
交付予定額	円	円

備考 報告事項に応じて、適宜、写真、交付申請額算出書の資料を添付してください。

第4号様式 (第13条関係)

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却完了実績報告書

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて、補助事業の完了を報告します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所
氏名
(電話)

㊟

第5号様式 (第13条関係)

ブロック塀等除却工事実施完了証明書

下記のとおり、ブロック塀等の除却工事を実施したことを証明します。

工事施工者

㊟

所在地

電話

発行日： 年 月 日

記

1 除却工事を実施したブロック塀等の内容

所在地	亀岡市
見付面積	見付面積 (. m ²) ※見付面積は補助対象ブロック塀等の高さ×延長 ※高さ・延長は10cm未満切り捨て

2 除却工事期間

工事着手日	年 月 日
工事完了日	年 月 日

第4号様式 (第13条関係)

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却完了実績報告書

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて、補助事業の完了を報告します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所
氏名
(電話)

㊟

交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日付	第 号
変更承認通知書の年月日及び番号	年 月 日付	第 号
補助対象費用 (税抜)	円	
交付申請額	円	

提出書類一覧 (番号順に添付してください) ※添付した書類にはチェック☑をしてください。	
① 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し	<input type="checkbox"/>
② 補助事業の完了後の状況を示す写真 (道路等側から撮影した全景写真)	<input type="checkbox"/>
③ その他市長が必要と認める書類 (必要な場合のみ)	<input type="checkbox"/>

第6号様式(第16条関係)

(表)

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付申請書(緊急特例補助対象工事に用)

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付要綱第16条の規定により補助金の交付を申請します。 年 月 日 (宛先) 亀岡市長		申請者 住所 氏名 (電話)
申請者区分 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他(所有者の同意書の有無について <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) ※ 所有者の同意書がなければ交付対象となりません。	区 分 <input type="checkbox"/> 道路等 <input type="checkbox"/> 公園等(名称:)	所在地 亀岡市
補助対象 ブロック塀等の 概要	見付面積 見付面積(, m ²) <small>※見付面積は補助対象ブロック塀等の高さ×延長 ※高さ・延長は10cm未満切り捨て</small>	同一敷地内の 住宅・建築物 の有無 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外の建築物 <input type="checkbox"/> 無
	共有者の同意 <input type="checkbox"/> 不要(共有のブロック塀等ではない場合) <input type="checkbox"/> 有 ※ 共有者の同意書がなければ交付対象となりません。	
補助対象費用 (税抜)	円	
交付申請額 (補助金額)	円	
工事の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

(裏)

提出書類一覧(番号順に添付してください) ※添付した書類にはチェック☑をしてください。

① 付見取図	<input type="checkbox"/>
② 補助対象工事の工事前及び完了後の状況を示す写真	<input type="checkbox"/>
③ 補助対象ブロック塀等の位置、長さ、高さ、写真の撮影位置及び方向を記した図面等	<input type="checkbox"/>
④ 補助対象工事の内容、費用及び工事期間が分かる書類	<input type="checkbox"/>
⑤ 補助対象工事に要した費用を支出したことを証する領収書の写し	<input type="checkbox"/>
⑥ その他市長が必要と認める書類(必要な場合のみ)	<input type="checkbox"/>

※ 申請等の手続きを代理人に委任する場合は、以下についても記入してください。

(代理人) 住所 氏名 (電話)	⑥ 年 月 日 (委任者) 住所 氏名 ⑥
------------------------	-----------------------------------

私は、上記の者を代理人と定め、亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金に係る一切の手続きの権限を委任します。

第7号様式（第18条関係）

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金請求書

亀岡市ブロック塀等緊急防災除却費補助金交付要綱第18条の規定により補助金を請求します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所

氏名

Ⓜ

(電話)

交付決定日 及び番号	年 月 日付け	第 号
補助金請求額	円	

補助金の振込先

		銀行 信用金庫 信用組合 農協								本店 支店 出張所
預金 種目	1 普通 2 当座 3 貯蓄	口座 番号								
(フリガナ)										
(口座名義)										

「揭示済」

亀岡市告示第216号

亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自然災害により被害を受けた住宅に居住する市民に対し、その修繕等に係る費用の一部を交付することにより、市民が可能な限り早期に安定した生活を取り戻すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 次の全ての要件を満たすものをいう。
 - ア 平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震以後に発生した自然災害
 - イ 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱（平成26年京都府告示第613号）に基づく補助金の対象とならない自然災害
 - ウ 次のいずれかに該当する自然災害
 - (ア) 市内において、次のいずれかの被害が発生した自然災害
 - a 全壊1棟以上かつ一部破損及び床上浸水が合わせて20棟以上
 - b 半壊（大規模半壊を含む。）2棟以上かつ一部破損及び床上浸水が合

わせて20棟以上

c 一部破損及び床上浸水が合わせて25棟以上

(イ) (ア)の要件に該当しない自然災害であって、(ア)の要件を満たす自然災害と連続して発生した自然災害であるため一体的な自然災害とみなすことが適当であると市長が認めた自然災害その他自然災害の被害の程度が(ア)の要件に相当すると市長が認めた自然災害

(2) 全壊 次のいずれかに該当する住宅の被害の程度をいう。

ア 住宅全部の倒壊又は流失

イ 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができず、又は当該復旧をすることが著しく困難であると認められる、次のいずれかに該当する住宅の被害の程度

(ア) 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の70パーセント以上に達するもの

(イ) 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に係る災害に係る住宅の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の50パーセント以上に達するもの

(3) 大規模半壊 次のいずれかに該当する住宅の被害の程度（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるものに限る。）であって、全壊に該当しないものをいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の50パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の40パーセント以上50パーセント未満であるもの

(4) 半壊 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることが可能と認められる、次のいずれかに該当する住宅の被害の程度（全壊又は大規模半壊に該当するものを除く。）をいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の20パーセント以上50パーセント未満であるもの

(5) 一部破損 半壊に達しない程度の住宅の被害の程度であって、床上浸水に該当しないものかつ運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の1パーセント以上のものをいう。

(6) 床上浸水 半壊に達しない程度の住宅の被害の程度（住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、当該住宅に一時的に居住することができなくなったと認められるものに限る。）をいう。

(7) 被災住宅 第2号から前号までに掲げる程度の被害を受けた市内に存する住宅であって、当該自然災害が発生した時に主たる居住の用に供されていたものをいう。

(8) 支援対象者 被災住宅の居住者が属する

世帯の世帯主であって、当該被災住宅に代わる住宅を市内で新築し、購入し、若しくは賃借し、又は当該被災住宅の補修を行って引き続き市内に居住しようとする者をいう。

(9) 住宅修繕経費 被災住宅の再建経費（新築、購入、補修、賃借及び流入した土砂の除去に要した経費）及び解体経費をいう。

(10) 住宅修繕関連経費 被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の修繕等に関連する経費（住宅修繕経費に該当する経費を除く。）として市長が必要と認める経費であって、支援対象者が支出するものをいう。

(11) 補助対象経費 前2号に掲げる経費（住宅修繕関連経費は5万円を限度とする。）であって、当該自然災害ごとに市長が定める期間内にその支払が完了するものをいう。ただし、賃借に要した経費は、全壊又は大規模半壊の被害が生じた場合に限って補助対象経費とするものとする。

（補助金の額等）

第3条 補助金の補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
住宅修繕経費	3分の1
住宅修繕関連経費	10分の10

2 補助限度額は、次の表のとおりとする。

被害の程度	補助限度額
全壊	100万円
半壊（大規模半壊を含む。）	50万円
一部破損又は床上浸水	10万円

3 補助金の額は、前項の補助限度額を限度として、補助対象経費に第1項の補助率を乗じ

て得た額（一人の支援対象者が住宅修繕経費と住宅修繕関連経費のいずれも支出するときは、それぞれの経費に該当する補助率を乗じて得た額の合算額をいう。以下、この項において同じ。）とする。ただし、補助対象経費に第1項の補助率を乗じて得た額が10万円未満の場合においては、補助対象経費が10万円以上のときは10万円を、10万円未満のときは補助対象経費の全額を補助するものとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、自然災害ごとに自然災害の発生した日から37月以内に市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により支援対象者に通知するものとする。

（交付の変更申請）

第6条 支援対象者は、第4条の規定により提出した申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合は、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付変更申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、変更しようとする内容が次の各号のいずれかにのみ該当する場合は、この限りでない。

- (1) 住宅修繕経費及び住宅修繕関連経費の額（補助金の額の変更を伴わないものに限る。）
- (2) 工事着手年月日及び工事完了（予定）年月日（工事完了（予定）の年度の変更を伴わないものに限る。）

（実績報告及び請求）

第7条 支援対象者は、申請書に記載した被災住宅の修繕等が完了したときは、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金実績報告書兼請求書（別記第4号様式）に、補助対象経費を支払ったことを確認できる書類その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第8条 市長は、前条の亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金実績報告書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金確定通知書（別記第5号様式）により支援対象者に通知し、補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日から実施し、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震以後に発生した自然災害について適用する。

別記第1号様式 (第4条関係)

亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金の交付を受けたいので、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請に関して、世帯構成など必要な情報・資料を調査・確認することに同意します。

記

ふりがな ④		
1 申請者氏名	〒 亀岡市 電話番号 - -		
2 申請者住所	亀岡市		
3 自然災害の名称			
4 被害の程度区分	全壊・大規模半壊・半壊・一部破損・床上浸水 (該当するものを○で囲んでください。)		
5 被災住宅の修繕等の内容	新築・購入・補修・賃借・流入した土砂の撤去・解体 (該当するものを○で囲んでください。)		
6 被災住宅の所在地	亀岡市		
7 修繕等する住宅の所在地	[被災住宅と同一地の] 亀岡市 (場合は記入不要です。)		
8 工事着手(予定)年月日	年 月 日	9 工事完了(予定)年月日	年 月 日

【住宅修繕経費、住宅修繕関連経費】

10 被災住宅の修繕等に係る経費の額	円
うち住宅修繕関連経費の額	円
11 補助金交付申請額	円
うち住宅修繕関連経費の額	円

第2号様式 (第5条関係)

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請された亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

- 1 交付決定額
内訳 住宅修繕経費 円
住宅修繕関連経費 円
- 2 その他
被災住宅の修繕等が完了したときは、速やかに亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金実績報告書兼請求書 (別記第4号様式) を提出してください。

第3号様式(第6条関係)

亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金を下記のとおり変更したいので、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

ふりがな	④		
1 申請者氏名	④		
2 申請者住所	〒	亀岡市	電話番号
3 自然災害の名称	-		
4 被害の程度の区分	全壊・大規模半壊・半壊・一部破損・床上浸水 (該当するものを○で囲んでください。)		
5 被災住宅の修繕等の内容	新築・購入・補修・賃借・流入した土砂の撤去・解体 (該当するものを○で囲んでください。)		
6 被災住宅の所在地	亀岡市		
7 修繕等する住宅の所在地	〔被災住宅と同一地の場合は記入不要です。〕 亀岡市		
8 工事着手年月日	年	月	日
9 工事完了(予定)年月日	年	月	日

【住宅修繕経費、住宅修繕関連経費】

10 被災住宅の修繕等に係る経費の額	うち住宅修繕関連経費の額	円	円
11 補助金交付申請額	うち住宅修繕関連経費の額	円	円

※ 4欄から11欄については該当する項目のみ、変更後の内容を記入してください。

第4号様式(第7条関係)

亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金について、下記のとおり実施したので、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

ふりがな	④		
1 申請者氏名	④		
2 申請者住所	〒	亀岡市	電話番号
3 自然災害の名称	-		
4 被害の程度の区分	全壊・大規模半壊・半壊・一部破損・床上浸水 (該当するものを○で囲んでください。)		
5 被災住宅の修繕等の内容	新築・購入・補修・賃借・流入した土砂の撤去・解体 (該当するものを○で囲んでください。)		
6 被災住宅の所在地	亀岡市		
7 修繕等した住宅の所在地	〔被災住宅と同一地の場合は記入不要です。〕 亀岡市		
8 工事着手年月日	年	月	日
9 工事完了年月日	年	月	日

【住宅修繕経費・住宅修繕関連経費関係】

10 被災住宅の修繕等に係る経費の額	うち住宅修繕関連経費の額	円	円
11 補助金精算額		円	

【口座情報】

12 補助金振込口座	銀行・金庫・組合		本店・支店・出張所	
	金融機関番号	支店番号	1.普通	2.当座
フリガナ		口座番号		
口座名義		口座名義		

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定した亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

なお、補助金については、指定の金融機関に振り込みます。

記

1 交付決定額	円
内訳 住宅修繕経費	円
住宅修繕関連経費	円
2 補助金確定額（交付額）	円

「揭示済」

亀岡市告示第217号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年10月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	H30.3期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	H30.3期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	H30.3期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	H30.3期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	H30.3期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	H30.3期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	H30.3期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	H30.3期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第218号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年10月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成30年度 第2期 市府民税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第219号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01311	鍛治ヶ嶋線	亀岡市荒塚町鍛治ヶ嶋3番3先	
		亀岡市荒塚町鍛治ヶ嶋38番2先	
04103	長縄手1号線	亀岡市曾我部町寺長縄手12番7先	
		亀岡市曾我部町寺長縄手27番4先	
18312	杵殿林団地2号線	亀岡市篠町篠杵殿林19番7先	
		亀岡市篠町篠合戦野38番6先	

「揭示済」

亀岡市告示第220号

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号	路線名		起	点
			終	点
11133	西台団地1号線	変更前	亀岡市大井町並河3丁目113番地の31先	亀岡市大井町並河堂又2番地の1先
		変更後	亀岡市大井町並河3丁目113番地の31先	亀岡市大井町並河堂又2番地の1先

「揭示済」

亀岡市告示第221号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年10月11日から平成30年10月25日まで一般の縦覧に供する。

平成30年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起	点	延長	最小幅員
		終	点		最大幅員
01311	鍛冶ケ嶋線	亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋3番3先	亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋38番2先	67.60m	6.00m 12.13m
04103	長縄手1号線	亀岡市曾我部町寺長縄手12番7先	亀岡市曾我部町寺長縄手27番4先	199.57m	6.00m 6.03m
18312	杳殿林団地2号線	亀岡市篠町篠杳殿林19番7先	亀岡市篠町篠合戦野38番6先	63.45m	6.00m 12.00m
11133	西台団地1号線	亀岡市大井町並河3丁目113番地の31先	亀岡市大井町並河堂又2番地の1先	258.95m	6.00m 6.52m

「揭示済」

亀岡市告示第222号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年10月11日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年10月11日から平成30年10月25日まで一般の縦覧に供する。

平成30年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01311	鍛治ヶ嶋線	亀岡市荒塚町鍛治ヶ嶋3番3先	67.60m	6.00m
		亀岡市荒塚町鍛治ヶ嶋38番2先		12.13m
04103	長縄手1号線	亀岡市曾我部町寺長縄手12番7先	199.57m	6.00m
		亀岡市曾我部町寺長縄手27番4先		6.03m
18312	空殿林団地2号線	亀岡市篠町篠空殿林19番7先	63.45m	6.00m
		亀岡市篠町篠合戦野38番6先		12.00m
11133	西台団地1号線	亀岡市大井町並河3丁目113番地の31先	258.95m	6.00m
		亀岡市大井町並河堂又2番地の1先		6.52m

「揭示済」

亀岡市告示第223号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成30年10月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成30年10月18日（水）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 1台

5 保管場所 J R馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第224号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成30年10月19日から平成30年11月2日まで一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 (1) 路線番号 01165
- (2) 路線名 西町裏線
- (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋41番地先から 亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋42番地の1先まで	前	4.00m	5.00m	変更後路線幅員 最小 3.64m 最大 8.05m
	後	6.50m	6.55m	
亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋41番地先から 亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋42番地の1先まで			25.00m	変更後路線延長 328.54m

- 2 (1) 路線番号 04042
- (2) 路線名 春日部南条線
- (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市曾我部町寺長縄手27番地の4先から 亀岡市曾我部町寺長縄手27番地の5先まで	前	4.52m	5.50m	変更後路線幅員 最小 2.88m 最大 8.19m
	後	6.00m	7.02m	
亀岡市曾我部町寺長縄手27番地の4先から 亀岡市曾我部町寺長縄手27番地の5先まで			15.00m	変更後路線延長 1,601.95m

「揭示済」

亀岡市告示第225号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年10月19日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年10月19日から平成30年11月2日まで一般の縦覧に供する。

平成30年10月19日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01165	西町裏線	亀岡市安町86番地の2先から 亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋22番地の1先まで	328.54m	3.64m ～ 8.05m
04042	春日部南条線	亀岡市曾我部町寺万多羅28番地の2先から 亀岡市曾我部町寺蛇谷5番地の6先まで	1,601.95m	2.88m ～ 8.19m

「揭示済」

亀岡市告示第226号

亀岡市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成30年10月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の施行について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）及び京都府鳥獣保護管理事業計画（以下「計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(鳥獣の捕獲等の許可申請等)

第2条 法第9条第2項の規定による許可（京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）で定めるものに限る。）の申請については、省令第7条第1項に定める鳥獣捕獲等許可申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 法第9条第8項の規定による従事者証の交付の申請については、省令第7条第7項に定める鳥獣捕獲等従事者証交付申請書（別記第2号様式）を市長に提出するものとする。

3 法第9条第13項の規定による鳥獣の捕獲等の結果の報告は、省令第7条第19項に規定する事項について記入した許可証を市長に提出して行うものとする。

4 第1項の申請書には、省令第7条に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 共同して2人以上の者又は従事者が捕獲等をする場合は、鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿（別記第3号様式）

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を受けた者からの依頼を受けて鳥獣の捕獲等を行おうとする場合は、当該依頼者からの鳥獣被害防止捕獲等依頼書（別記第4号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類（被害状況の調査）

第3条 市長は、法第9条第2項の規定による許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とするものに限る。）の申請があったときは、その被害の状況等について、鳥獣被害防止捕獲等申請に係る調査書（別記第5号様式）を作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、計画の第四の3の3-3(2)④イ(ウ)fによる計画的な捕獲等においては前項の調査書を省略できる。

(鳥獣の捕獲等又は採取等の許可基準)

第4条 鳥獣の捕獲等の許可基準は、計画の第四の3の3-3(2)④イに準ずるものとする。

2 法人に対する許可については、必要に応じ鳥獣捕獲等事業指示書（別記第6号様式）を従事者に交付すること及び鳥獣捕獲等従事者台帳（別記第7号様式）を整備することを、当該法人に指導するものとする。

(捕獲体制の整備等)

第5条 捕獲体制については、計画の第四の3の3-3(2)⑤に準ずることとし、捕獲班員の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 銃器を使用する捕獲班員については、原則として前年度を含む3登録年度以上、京都府知事の狩猟者登録を受けた者又は京都府狩猟インターン講習（銃猟）を修了し、捕獲技術に優れた者であること。

(2) 銃器以外を使用する捕獲班員については、原則として前年度を含む2登録年度以上、京都府知事の狩猟者登録を受けた者であること。

(3) 必要に応じて迅速に捕獲に従事できる者であること。

(4) 捕獲班長の推薦を受けた者であること。

(5) 捕獲班員には被害等発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含めるようにすること。

(6) 捕獲班員は狩猟者共済又は狩猟者災害保険に加入すること。

(7) 法規違反等不正な行為が認められる場合は、捕獲計画を樹立した当該年度の期間に限り、捕獲班員から除外する。ただし、除外期間終了後に再度違反行為が認められる場合は、捕獲班員から除名すること。

(関係機関等への通知)

第6条 市長は、法第9条第1項の許可をしたときは、鳥獣捕獲等許可整理簿（別記第3号様式）により、当該捕獲等に係る区域を所管する広域振興局長、警察署長、緑の指導員等に通知するものとする。

(飼養登録の申請等)

第7条 法第19条第2項の規定による登録の申請については、省令第20条第1項に定める鳥獣飼養登録申請書（別記第8号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するときは、飼養をしようとする鳥獣及び当該鳥獣の捕獲等に係る許可証を提示するものとする。

(飼養登録台帳の整備)

第8条 市長は、鳥獣飼養登録台帳（別記第9号様式）を整備するものとする。

2 法第20条第3項の規定による譲受け又は引受けの届出があった場合又は省令第20条第5項の規定による住所又は氏名の変更の届出があった場合は、市長は、譲り渡した者の住所地又は変更に係る旧住所地を管轄する市町村長等に当該届出事項を通知するとともに、その者の鳥獣飼養登録台帳の写しの送付を受け鳥獣飼養登録台帳を整備するものとする。

(販売禁止鳥獣等の販売の許可申請)

第9条 法第24条第11項において準用する法第19条第2項の規定による許可の申請については、省令第24条第1項に定める販売禁止鳥獣等の販売許可申請書（別記第10号様式）を市長に提出するものとする。

(許可等に係る措置命令等)

第10条 市長は、法第10条第1項若しくは法第24条第9項の規定による措置命令又は法第10条第2項、法第22条第2項若しくは法第24条第10項の規定による許可等の取消しをしたときは、鳥獣の捕獲等の許可等に係る措置命令・許可等の取消し通知書（別記第11号様式）により当該区域を所管する広域振興局長に通知するものとする。

(様式)

第11条 次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 省令第7条第10項、省令第20条第4項及び省令第24条第4項の規定による許可証等の再交付申請書 別記第12号様式
- (2) 省令第7条第11項及び第12項、省令第20条第5項並びに省令第24条第5項の規定による住所等変更届出書 別記第13号様式
- (3) 省令第7条第13項及び第14項、省令第20条第6項並びに省令第24条第6項の規定による許可証等の亡失届出書 別記第14号様式
- (4) 省令第21条の規定による飼養登録個体等の譲受け等届出書 別記第15号様式

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別記第1号様式(第2条関係)

(表)

(宛先) 亀岡市長

住所	年 月 日
申請者 ふりがな 氏名 ほかに 職名 業種	年 月 日 日 生
生年月日	年 月 日

鳥獣捕獲等許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項及び同法施行規則第7条第1項の規定により、下記のとおり鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を申請します。

記

捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等の処置	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第6号の規定に関する事項	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所等において鳥獣の捕獲等又は採取等を行うとする場合は、その旨	
狩猟免許の種類、番号、交付年月日及び都道府県知事名	
銃器を使用する場合は、銃砲所持許可証の番号及び交付年月日	
※ 許可証交付年月日	年 月 日 ※番号

(注) ※印欄は、記入しないこと。

(裏)

添付書類等

- 1 捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面を添付してください。
被害等を証するもの、鳥獣被害防止捕獲等依頼書(第4号様式)等
- 2 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。
なお、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合は、被害がある区域を図面上で明らかにしてください。
- 3 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等を行うとする場合は、当該方法を明らかにした図面を添付してください。
- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により国、地方公共団体又は環境大臣の定める法人が申請するときは、氏名欄に法人の名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください(この場合は、生年月日の欄の記入は不要です。)
- 5 4に該当する場合又は共同して2人以上の者が捕獲等を行う場合は、鳥獣捕獲等許可申請者(従事者)名簿を第3号様式により作成の上添付してください。
- 6 銃器を使用して捕獲等を行うとする場合は、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人の場合は、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日を記入してください。

第2号様式(第2条関係)

(宛先) 亀岡市長

日
月
年

住所	申請者
氏名	ふりがな
職業	氏名(別紙名簿のとおり)
生年月日	職業
生	生
年	年
月	月
日	日

鳥獣捕獲等従事者証交付申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項及び同法施行規則第7条第7項の規定により、下記のとおり従事者証の交付を申請します。

記

許可証の番号	捕獲等又は採取等する鳥獣又は採取等する鳥類の卵の種類及び数量	捕獲等又は採取等の目的	捕獲等又は採取等の期間	捕獲等又は採取等の区域	捕獲等又は採取等の方法	捕獲等又は採取等の条件
			年 月 日から 年 月 日まで			

(注) 鳥獣捕獲等許可申請者(従事者)名簿(第3号様式)を添付すること。

第3号様式(第2条、第6条関係)

鳥獣捕獲等許可申請者(従事者)名簿
鳥獣捕獲等許可台帳
鳥獣捕獲等許可整理簿

※ 許可番号		※ 捕獲方法		申請者 (地方公共 団体、国又 は法人の場 合)
※ 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	※ 許可区域		
※ 捕獲目的		※ 被害作物等		

※許可証又は従事者番号	住所	職業	ふりがな氏名	(注2)印	生年月日	(注3)捕獲鳥獣種名及び捕獲数	(注4)狩猟免許				銃器を使用する場合			※許可証返納年月日	※捕獲報告	
							種別	番号	交付年月日	都道府県知事名	所持許可番号	交付年月日	銃砲の種類		鳥獣名	捕獲数
					・											
					・											
					・											
					・											
					・											
					・											
					・											
					・											
					・											

(注1) ※印欄は、申請者は記入しないでください。
(注2) 鳥獣捕獲事業従事者の場合は、押印は不要です。
(注3) 各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けた捕獲数量の範囲内としてください。
(注4) 銃器を使用して捕獲等しようとする場合は、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人の場合は、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日を記入してください。

第4号様式（第2条関係）

鳥獣被害防止捕獲等依頼書

年 月 日

依頼者
(被害者) 住所 氏名
◎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けて、鳥獣による被害防止のための捕獲等を実施されるよう下記のとおり依頼します。

記

被 依 頼 者	住 所			
	職 業			
捕獲等を依頼した 鳥獣の種類 捕獲等 頭(羽・個)数	氏 名	ほか	人	
	生年月日	年	月	日
区域又は場所				
期 間	年	月	日から	年 月 日まで
被 害 状 況				
依 頼 し た 理 由				

第5号様式（第3条関係）

鳥獣被害防止捕獲等申請に係る調査書

調 査 員	所 属			
	氏 名	◎		
調 査 年 月 日	年	月	日	
調 査 地				
申 請 者	住 所			
	氏 名	ほか	人	
被 害 地				
捕獲等しようとする 鳥獣名・員数			捕獲 頭羽個数	
被害の対象 (農林水産物等の名称又は種類)				
被害の状況				
被害の程度 (減収量又は被害額等)				
禁止猟具を使用する場合は、 その適否又は意見				
備考：捕獲しようとする鳥獣の その地域での生息数・捕獲物 の処理				

(注) 調査員は、原則として鳥獣保護行政担当職員、鳥獣保護員とする。

第6号様式(第4条関係)

(表)

9.0cm

6.0cm

6.0cm

第 号
交付 年 月 日

鳥獣捕獲等事業指示書

法人名
法人の代表者氏名

Ⓔ

に対する指示内容

従事者氏名
捕獲期間
捕獲方法
捕獲区域
捕獲鳥獣名及びその割当員数
捕獲鳥獣の処理方法
件

(裏)

鳥獣捕獲報告欄

鳥 獣 名	捕 獲 数	捕 獲 区 域	処 置 の 方 法

注 意 事 項

- 1 鳥獣捕獲に従事する際には、本指示書を必ず携帯すること。
- 2 従事者は、法人に対し適宜鳥獣の捕獲状況について報告し、その指示を受けること。
- 3 指示された捕獲期間満了後は速やかに、交付を受けた法人に、必要事項を記載の上返納すること。

(備考) 指示内容を変更した場合には、指示内容を変更した期日を明らかにして、変更された指示内容を記載するか、新たに鳥獣捕獲等事業指示書を交付し、従来の指示書は回収すること。

第7号様式(第4条関係)

鳥獣捕獲等従事者台帳

記載項目	内 容	備 考
従事者証の番号		
従事者証の有効期限		
住 所		
職 業 ・ 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生	
捕 獲 期 間		
捕 獲 方 法		
捕 獲 区 域		
捕獲鳥獣及びその割当員数		
捕獲鳥獣の処理方法		
捕 獲 の 記 録	捕獲鳥獣名及びその員数	
	捕獲鳥獣の処理方法	

(備考)

- 1 従事者一人についての記載事項は一葉にまとめて記載してください。
- 2 記載内容が変更された場合は、その変更があった期日を明らかにして、その変更された内容を備考欄に記載してください。

第8号様式（第7条関係）

日
年
月

(宛先) 亀岡市長

ふりがな氏名	④
生年月日	年 月 日 生
住所(電話番号)	

申請者

鳥獣飼養登録申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第2項及び同法施行規則第20条第1項の規定により、鳥獣の飼養の登録を申請します。

飼養する鳥獣の種類及び性別	雄 雌
飼養の目的	
飼養期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
飼養する鳥獣の捕獲等に係る許可の年月日及び許可証の番号	年 月 日 第 号

(注) 更新のときは、旧飼養登録票を添付してください。

第9号様式（第8条関係）

台帳番号 号		原交付年度		鳥 獣 飼 養 登 録 台 帳		
鳥獣の種類		捕獲許可年月日及び許可番号		捕獲許可を受けた者の住所及び氏名(名称)並びに電話番号		
雄 雌		()				
許可証番号	許可証交付者	有効期間	規格・更新・再交付の別及び申請者名	譲受若しくは住所等変更又は返納等の年月日	譲受又は住所変更した者の住所及び氏名(名称)並びに電話番号	
備 考						

(注1) 返納及び亡失の場合は、その理由を()書きとすること。
 (注2) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第10号様式（第9条関係）

販売禁止鳥獣等の販売許可申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住 所 名 業 業 ④
 氏 名
 職 業
 生年月日 年 月 日 生 日 生
 (電話)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第1項により準用する同法第19条第2項及び同法施行規則第24条第1項の規定により、下記のとおり販売禁止鳥獣等の販売許可を申請します。

記

種類、 羽 数 等	種類	
	数量	
許可を受けようとする理由	生産地 (所在地)	
		<input type="checkbox"/> 放鳥 <input type="checkbox"/> 愛かん <input type="checkbox"/> 食肉 <input type="checkbox"/> その他()
主たる販売先		
販売期間	年 月 日から 年 月 日まで	
種の 入手経路	種類	
	入手年月日	
	入手先	

(注) 該当項目の□欄にレ印を付けてください。

第11号様式（第10条関係）

年 月 日

京都府知事 様

亀岡市長 閣

鳥獣の捕獲等の許可等に係る
 措置命令
 許可等の取消し
 通知書

下記のとおり、鳥獣の捕獲等の許可に係る
 措置命令
 許可等の取消し
 を行いましたので通知しま
 す。

記

許可等を受けた者の住所	
許可等を受けた者の氏名	
許可等を受けた者の生年月日	
措置 命令 等の 内容	許可等の内容及び目的
	許可証の番号
交付年月日	
措置命令等の内容	
措置命令等年月日	
措置命令又は許可等の取消しの理由	

(注) 必要に応じ、措置命令又は許可等の取消しのいずれかを選択してください。

第12号様式(第11条関係)

(宛先) 亀岡市長		鳥獣捕獲等許可証等再交付申請書		年 月 日
ふりがな氏	名	㊦		
生年月日	年 月 日	年 月 日	日生	
住所	(電話番号)			
下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項、第19条第6項及び第24条第6項の規定により、許可証等の再交付を申請します。				
許可証等の種類	<input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 飼養登録票	<input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 販売許可証		
番号	第 号 ()			
交付年月日	年 月 日			
亡失年月日	年 月 日			
再交付の理由				
(注1) 該当項目の□の欄にシ印を付けてください。 (注2) 届出者が地方公共団体等の法人の場合、従事者証については番号欄の()に該当者の氏名を記入してください。				

第13号様式(第11条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

ふりがな氏	名	㊦	
生年月日	年 月 日	年 月 日	日生
住所	(電話番号)		
職業			

届出者

住所等変更届出書

下記のとおり鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第111項及び第112項、第20条第5項並びに第24条第5項の規定により、住所又は氏名の変更を届け出ます。

記

変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所
ふりがな旧(氏名・住所)	
ふりがな新(氏名・住所)	
変更した年月日	年 月 日
変更に係る鳥獣捕獲等許可証等	<input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 飼養登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証
交付年月日及び番号	年 月 日 第 号

(注1) 当該項目の□にシ印を付けてください。
 (注2) 地方公共団体等の法人が届出をする場合は、氏名欄に法人の名称及び代表者の氏名を記入し、代表者が押印してください(生年月日及び職業欄の記入は不要です。)

第15号様式 (第11条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

届出者 ふりがな氏名	㊦
住所 (電話番号)	

飼養登録個体等の譲受け等届出書

下記のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第20条第3項の規定により、飼養登録個体等の譲受け又は引受けを届け出ます。

記

鳥獣の種類及び性別	雄 雌
譲受け又は引受けをした年月日	
譲渡人 ふりがな氏名	
住所	
飼養登録票の交付(更新を含む。)を受けた年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
飼養登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

「揭示済」

第14号様式 (第11条関係)

鳥獣捕獲等許可証等亡失届出書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

ふりがな氏名	㊦
生年月日	年 月 日生
住所 (電話番号)	
許可証等の種類	<input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 飼養登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証
番号	第 号 ()
交付年月日	年 月 日
亡失年月日	年 月 日
亡失の理由	
(注1) 該当項目の□の欄にレ印を付けてください。 (注2) 届出者が地方公共団体等の法人の場合、従事者証については番号欄の()に該当者の氏名を記入してください。	

亀岡市告示第227号

亀岡市移住・定住促進施設の使用料について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
株式会社一休
東京都港区赤坂3-3-3 住友生命
赤坂ビル 6F
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
亀岡市移住・定住促進施設使用料
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成30年10月26日から
平成31年3月31日まで

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第63号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工事番号 | 区第5号 |
| (2) 工事名 | 亀岡駅北地区駅前広場等整備工事（その1） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市追分町谷筋地内外 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 土工 一式 |
| | 膜シェルター設置 D3.5m H4.25m/4.95m A = 98.7㎡ |
| | 膜シェルター設置 D2.32m H2.89m/3.35m A = 192.0㎡ |
| | 膜シェルター設置 D3.0m H2.91m/4.26m A = 40.5㎡ |
| | 膜シェルター設置 D3.0m H2.9m/3.5m A = 18.0㎡ |
| | 膜シェルター設置 D3.0m H2.9m/3.44m A = 8.1㎡ |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から平成31年3月15日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (9) 最低制限価格 | 採用 |
| (10) 入札保証金 | 免除 |
| (11) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| (12) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (13) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年10月2日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	平成30年10月2日（火） 午後1時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年10月9日（火） 午前9時から午後5時まで 平成30年10月10日（水） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年10月11日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知		
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年10月5日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年10月12日（金）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年10月16日（火） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	平成30年10月18日（木） 午前9時から午後5時まで 平成30年10月19日（金） 午前9時から午後4時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：平成30年10月19日（金） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 平成30年10月23日（火）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	平成30年10月24日（水）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	平成30年10月24日 （水）午前10時	平成30年10月25日 （木）午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	平成30年10月25日 （木）午前9時から午後3時まで	平成30年10月26日 （金）午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	平成30年10月25日 （木）午後3時以降	平成30年10月26日 （金）午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第64号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成30年10月3日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市北古世町二丁目の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成30年10月3日から
平成30年10月17日まで

「揭示済」

亀岡市公告第65号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年10月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工事番号 | 上施工第4号 |
| (2) 工事名 | 自動水質測定装置設置工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市西別院町地内外 |
| (4) 工事種別 | 電気工事 |
| (5) 工事概要 | (1) 自動水質測定装置新規設置… 2台
(2) 既設装置オーバーホール … 5台
・レンズ交換なし … 3台
・レンズ交換あり … 2台
(3) 既設装置移設 … 1式
・自動水質測定装置 … 3台
・濁度計 … 1台
・残留塩素計 … 1台
(4) 中央監視装置改造 … 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 36,990,000円
【入札書比較価格（税抜） 34,250,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成31年3月10日 |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |

(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度において、亀岡市競争入札参加資格者名簿（工事）に登録されており、京都府内に本店、支店又は営業所があり、亀岡市内業者にあつては、電気種目の希望順位が1位である者、亀岡市外業者にあつては、電気種目の総合評定値が1,000点以上の者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。（ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。）

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年10月12日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	平成30年10月12日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年10月19日（金） 午前9時から午後5時まで 平成30年10月22日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年10月23日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年10月18日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年10月24日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年10月25日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年10月29日（月） 午前9時から午後5時まで 平成30年10月30日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年10月31日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第66号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年10月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|--------------|--------------------------|------------|------------------------|
| (1) 工事番号 | 水配替第7号 | | |
| (2) 工事名 | 配給水管布設替工事 | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市保津町地内 | | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | | |
| (5) 工事概要 | 配給水管 | HIVP φ 150 | L = 2.0m |
| | | HIVP φ 25 | L = 68.6m |
| | | HIVP φ 20 | L = 16.8m |
| | 舗装本復旧 | As t = 5cm | A = 55.0m ² |
| (6) 予定価格（税込） | 2,268,000円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 2,100,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から100日間 | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 無 | | |

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 不要
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。（ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。）

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載するこ

と。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年10月12日(金) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年10月12日(金) 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年10月19日(金) 午前9時から午後5時まで 平成30年10月22日(月) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年10月23日(火) 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年10月18日(木) 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年10月24日(水) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年10月25日(木) 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年10月29日(月) 午前9時から午後5時まで 平成30年10月30日(火) 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年10月31日(水) 午前11時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と

確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第67号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年10月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第6号
- (2) 工事名 不断水仕切板設置工事
- (3) 工事場所 亀岡市西つつじヶ丘地内
- (4) 工事種別 水道施設工事

- (5) 工事概要 不断水仕切板設置工 Dφ700 1箇所
舗装本復旧工 A=46.0m²
- (6) 予定価格(税込) 28,684,800円
【入札書比較価格(税抜) 26,560,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から平成31年3月10日
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事(水道施設工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事、で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載

することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。（ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。）

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年10月18日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年10月18日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年10月24日（水） 午前9時から午後5時まで 平成30年10月25日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年10月26日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年10月23日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年10月29日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年10月30日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	平成30年11月1日（木） 午前9時から午後5時まで 平成30年11月2日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年11月5日（月） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第68号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年10月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工事番号 | 管第30-1号 |
| (2) 工事名 | 亀岡市公共下水道事業 佐伯枝線その12布設工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市蒔田野町佐伯地内 |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=667.00m |
| | 管布設工 VUφ200 管路延長 667.00m |
| | 管渠延長 651.10m |
| | 人孔設置工 1号組立人孔 12箇所 |
| | レジマンホール 11箇所 |
| | 塩ビマンホール 4箇所 |
| | 汚水柵設置工 塩ビ汚水柵 10箇所 |
| | 取付管工 10箇所 |
| | 付帯工 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 32,874,120円 |
| | 【入札書比較価格（税抜） 30,439,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成31年3月10日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |

(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。（ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。）

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年10月19日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年10月19日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年10月26日（金） 午前9時から午後5時まで 平成30年10月29日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年10月30日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年10月25日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年10月31日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年11月1日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年11月5日（月） 午前9時から午後5時まで 平成30年11月6日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年11月7日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第69号

亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画（第1回変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該事業計画（都市計画において定められた事項を除く。）に意見のある利害関係者は、平成30年11月16日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成30年10月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業の名称

亀岡市高野林・小林土地区画整理事業

2 施行者の名称

亀岡市高野林・小林土地区画整理組合

3 施行地区の区域

亀岡市千代川町高野林北ン田、東田、高ノ畑、腰前、小林北ン田、美都路及び植田の各一部

4 縦覧期間

平成30年10月19日から
平成30年11月2日まで

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第70号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成30年10月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成30年10月25日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第71号

かめおか 子ども・子育てハンドブック2019-2020 共同発行事業について、公募型プロポーザル方式により共同発行事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成30年10月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業概要

(1) 事業名称

かめおか 子ども・子育てハンドブック
2019-2020 共同発行事業

(2) 事業内容

市は、共同発行业業者に作成に必要な行政情報を提供し、共同発行业業者は、ハンドブックの作成に必要な行政情報以外の情報の収集、企画、デザイン、編集、印刷及び製本を行う。

なお、冊子詳細は、別紙「かめおか 子ども・子育てハンドブック2019-2020 共同発行业務仕様書」のとおりとする。

2 募集要項等

別紙「かめおか 子ども・子育てハンドブック2019-2020 共同発行业務提案募集要項」のとおり

3 スケジュール

(1) 質問受付

平成30年10月30日から11月1日まで

(2) 質問回答

平成30年11月5日

(3) 参加表明受付

平成30年11月6日から8日まで

(4) 資格確認結果送付

平成30年11月12日

(5) 提案書受付

平成30年11月14日から16日まで

(6) 選定結果通知

平成30年11月2日

(7) 冊子編集

協定書締結後から平成31年3月上旬まで

(8) 納品・発行

平成31年3月下旬

4 添付書類

(1) かめおか 子ども・子育てハンドブック
2019-2020 提案募集要項

(2) かめおか 子ども・子育てハンドブック
2019-2020 提案書類様式

(3) かめおか 子ども・子育てハンドブック
2019-2020 共同発行业務仕様書

5 問い合わせ先

亀岡市健康福祉部こども未来課

〒621-0805 京都府亀岡市安町釜ヶ前82

亀岡市保健センター1階

TEL : 0771-25-5027 (直通)

FAX : 0771-25-5128

E-mail : fukusi-soumu

@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成30年10月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市篠町浄法寺土井48、51の9の一部、広田1丁目49の1、49の6、49の11の一部、49の13、49の14、市有地

(関連区域)

亀岡市篠町広田1丁目49の11の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

亀岡市荒塚町1丁目1の3

株式会社山和不動産

「揭示済」

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年10月29日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 山本由美子

平成29年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>生涯学習部</p> <p>ア 市民力推進課</p> <p>亀岡市交流会館使用許可事務において、減免申請書が提出されずに全額免除されているものがあった。</p> <p>亀岡市交流会館条例施行規則には、使用料の減額又は免除を受けようとするときは、亀岡市交流会館使用料減免申請書を使用許可申請書に添付しなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 人権啓発課</p> <p>過年度収入の調定事務において、前年度の同和更生資金貸付金滞納繰越分の収入未済分が調定されていなかった。</p> <p>財務規則には、繰り越した収入金で翌年度の末日までに収納済にならないものについては、その翌日において翌々年度の調定済額に繰り越ししなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>亀岡市交流会館条例施行規則に基づき、使用者が減額又は免除を受けようとする場合は、亀岡市交流会館使用料減免申請書の添付を確認し、適正な事務処理をするよう徹底した。</p> <p>調定漏れが起きた要因として、本貸付金の繰越金額等を把握している事業担当者と調定伝票を作成する庶務担当者との間の連携不足及び本事務処理の引継ぎ漏れが考えられる。</p> <p>改善策として、事業担当者及び庶務担当者双方の4月当初の事務スケジュール及び事務引継書に本処理を明記することで、双方で処理漏れがないか確認し合うとともに</p>

ウ スポーツ推進課

亀岡市社会体育施設（6箇所）の指定管理において、基本協定書に記載されている組織名称の中に、行政組織・機構改革による変更後の組織名称が反映されておらず、誤っている箇所があった。

契約事務においては、十分に内容を確認されたい。

環境市民部

ア 環境政策課

犬登録等手数料の還付において、還付処理した分の調定金額を減額する調定更正がされていなかった。

調定事務については、適正な事務処理をされたい。

イ 環境クリーン推進課

過年度収入の調定事務において、前年度のし尿汲取手数料の収入未済分が調定されていなかった。

財務規則には、出納閉鎖期日までに収納されないものがあるときは、閉鎖期日の翌日に翌年度へ繰り越さなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

土木建築部

ア 建築住宅課

（ア）市有地占用料の請求において、会計年度単位で定めた市有地占用料の請求が5月8日付で行われ、納期限が5月23日となっているものがあった。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金は、その年度の4月末日を納期限とし、指

に、人事異動等による後任者への引継ぎ漏れを防ぐように改善した。

行政組織・機構改革時に協定書の組織名称の変更に漏れ落ちがあり、そのままとなっていた。

平成30年4月13日付けで、亀岡市社会体育施設（6箇所）の指定管理に関する基本協定書を変更し、対応した。

指摘のあった犬登録等手数料還付分の調定金額の減額については、改めて確認し、調定の更正を行った。

今後、手数料の還付が発生するなど、調定更正の必要が生じた場合には、速やかに調定更正を行うよう職員間で徹底し、事務処理の適正化に努めることとした。

財務規則第53条に基づき、収入未済金の繰越をし、平成29年度くみとり手数料滞納繰越分の調定として適正な事務処理を行った。

財務規則に従い、市有地占用料の請求において、納入通知書を発行する際、適切な納期限を記載するよう徹底した。

<p>定すべき日が休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 市有地占用料の請求において、会計年度単位で定めた市有地占用料の納期限が4月21日となっているものがあった。</p> <p>財務規則には、会計年度単位で定めた収入金は、その年度の4月末日を納期限とし、指定すべき日が休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(ウ) 市有地占用に係る許可事務において、許可申請書に占用期間が記載されていないものがあった。</p> <p>財務規則には、行政財産の使用の許可をするときは、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的及び財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>財務規則に従い、市有地占用料の請求において、納入通知書を発行する際、適切な納期限を記載するよう徹底した。</p> <p>財務規則に従い、適正な事務処理を徹底した。</p>
---	--

「揭示済」

亀岡市監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年10月29日

亀岡市監査委員 関本 孝一
 亀岡市監査委員 山本由美子

平成29年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>教育部</p> <p>ア 学校教育課</p> <p>(ア) 耳鼻科検診委託において、1者随意契約により契約されていたが、予定価格が設定されていなかった。</p> <p>財務規則には、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならないとされている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 第54回京都府吹奏楽コンクール部員派遣補助金において、当該交付要綱には交付決定前の事業着手を認める特段の定めがないにもかかわらず、補助金交付対象経費のなかに、交付決定前に支出されたものが一部含まれていた。</p> <p>適正な事務処理となるよう改められたい。</p>	<p>財務規則に基づき、あらかじめ予定価格を定めることとした。</p> <p>適切な事務処理となるよう、交付要綱の見直しを行った。</p>

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第11号

第78回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成30年10月2日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日時
平成30年10月5日（金）
午後1時30分から
- 2 場所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第5号議案 平成30年11月農用地利用集積計画（農地中間管理機構）
 - ・第6号議案 平成31年度亀岡市農業等施策並びに予算に関する要望書（案）について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第12号

第79回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成30年10月31日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日時
平成30年11月5日（月）
午後1時30分から
- 2 場所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・第4号議案 亀岡市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の別段面積に関する規程（案）について

「揭示済」

上下水道部欄

公 告

亀岡市上下水道部公告第4号

下水道法第4条第1項の規定により亀岡市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、同法施行令第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成30年10月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 下水道の名称

亀岡市公共下水道

2 予定処理区域

亀岡市北町、西町、紺屋町、本町、柳町、塩屋町、矢田町、新町、内丸町、横町、旅籠町、呉服町、京町、西堅町、東堅町、突抜町、河原町、南郷町、荒塚町、大井町並河1丁目、並河2丁目、並河3丁目、北河原町1丁目、北河原町2丁目、西つつじヶ丘五月台1丁目、五月台2丁目、雲仙台1丁目、雲仙台2丁目、大山台1丁目、大山台2丁目、霧島台1丁目、霧島台2丁目、美山台1丁目、美山台2丁目、南つつじヶ丘大葉台1丁目、大葉台2丁目、桜台1丁目、桜台2丁目、桜台3丁目、桜台4丁目、桜台5丁目、東つつじヶ丘都台1丁目、都台2丁目、都台3丁目、曙台1丁目、曙台2丁目、曙台3丁目、曙台4丁目、篠町広田1丁目、広田2丁目、広田3丁目、見晴

1丁目、見晴2丁目、見晴3丁目、見晴4丁目、見晴5丁目、見晴6丁目、見晴7丁目、夕日ヶ丘1丁目、夕日ヶ丘2丁目、夕日ヶ丘3丁目、馬堀駅前1丁目、馬堀駅前2丁目、野条、荒塚町1丁目、荒塚町2丁目、下矢田町1丁目、下矢田町2丁目、下矢田町3丁目、下矢田町4丁目、古世町1丁目、古世町2丁目、古世町3丁目、北古世町1丁目、北古世町2丁目、三宅町1丁目、三宅町2丁目、大井町土田1丁目、土田2丁目、土田3丁目、小金岐1丁目、小金岐2丁目、小金岐3丁目、小金岐4丁目、千代川町日吉台、千原1丁目、千原2丁目、今津1丁目、今津2丁目、今津3丁目、小川1丁目、小川2丁目、小川3丁目、安町、余部町、下矢田町、中矢田町、上矢田町、古世町、三宅町、追分町、大井町小金岐、南金岐、北金岐、並河、かすみヶ丘、千代川町小林、千原、拜田、北ノ庄、湯井、高野林、川関、宇津根町、篠町柏原、王子、森、山本、馬堀、篠、広田、浄法寺、曾我部町重利、穴太、西条、南条、寺、春日部、中、法貴、犬飼、蒔田野町佐伯、天川、太田、鹿谷、柿花、奥条、芦ノ山、吉川町穴川、吉田、保津鐘鑄島、正人淵、針ノ木新田、荒打、上中島、下中島地内の各一部又は全部

3 予定排水区域

1,458ha

4 工事着手及び完成予定年月日

工事着手年月日

昭和49年12月12日

工事完成予定年月日

平成33年3月31日

5 事業計画案の縦覧場所

亀岡市北古世町1丁目2番5号

亀岡市上下水道部下水道課

6 縦覧期間

平成30年10月19日から
平成30年11月2日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部公告第5号

下水道法第4条第1項の規定により亀岡市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、同法施行令第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成30年10月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 下水道の名称

亀岡市特定環境保全公共下水道

2 予定処理区域

亀岡市保津町地内

3 予定排水区域

80ha

4 工事着手及び完成予定年月日

工事着手年月日

平成6年12月20日

平成18年3月31日

工事完成予定年月日

平成一年一月一日

5 事業計画案の縦覧場所

亀岡市北古世町1丁目2番5号

亀岡市上下水道部下水道課

6 縦覧期間

平成30年10月19日から
平成30年11月2日まで

「揭示済」

市立病院欄

告示

亀岡市立病院告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、亀岡市立病院の使用料及び手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成30年10月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

1 委託の相手方

京都市下京区四条通東洞院東入立売西町
60 日本生命四条ビル8F
株式会社ソラスト京滋支社

2 委託期間

平成30年10月1日から
平成32年9月30日まで

「揭示済」